

令和7年度版

庄内町高齢者福祉サービス

介護予防事業・介護保険サービス



庄内町

目 次

介護保険制度の目的	1
庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系図	2
在宅医療・介護連携情報 町内の医療関係機関一覧	3
【一般介護予防事業・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】	
住民主体の通いの場 立ち上げ支援・継続支援	4
いきいき健康セミナー	4
高齢者訪問事業	4
介護予防教室	5
通所型介護予防事業（元気アップ教室）	5
地域リハビリテーション活動支援事業	5
健康しょうないマイレージ事業	5
【認知症関係事業】	
ほっとひと息カフェ（認知症カフェ）	6
認知症サポーター養成講座	6
徘徊高齢者事前登録事業	7
【生活支援関係】	
在宅高齢者軽度生活援助事業	8
訪問理美容サービス事業	8
高齢者等安心通報事業	8
自立支援短期入所事業	9
救急医療情報キット配付事業	9
高齢者世帯等雪下ろし支援事業	9
高齢者世帯等除雪支援事業	9
電動三輪車等購入費補助事業	10
電動ハイブリット自転車購入費補助事業	10
高齢者補聴器購入費補助事業	10
シニアワクワクチケット応援事業	10
【措置事業】	
養護老人ホーム入所措置事業	11
【家族介護支援関係事業】	
家族介護慰労金支給事業	11
家族介護者交流会事業	11
介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスを利用するには	12
介護保険証と負担割合証を確認しましょう	13
【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】	14
訪問型サービスB 「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！	17
通所型サービスB 広域的な「通いの場」を紹介！	18
【介護サービス】	
在宅サービス	19
介護保険市町村特別給付事業	24
施設入所サービス	25
地域密着型サービス	27
その他の施設	27
高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算療養費制度	28
所得の少ない方の負担を軽減する制度	30
あなたの介護保険料は？	33
介護保険料を滞納すると・・・？	34
みんなで防ごう 高齢者虐待	35
成年後見制度の活用を検討してみませんか？	36
庄内町地域包括支援センター	37
生活支援コーディネーター	38

※「その他生活サービス」・「通いの場」については、別冊「地域資源マップ」をご覧ください。

介護保険制度の目的は、介護保険法で「高齢者が、自ら要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を目指して各種サービスを利用すること」と、定められています。 ☆下記参照

庄内町では、庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、介護保険法の理念に基づいて事業を展開します。 ☆計画の体系図は次頁参照



介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**ため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の**保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる**とともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の**保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。**

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

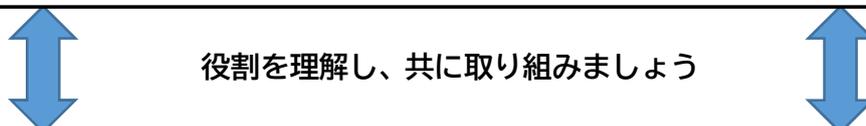
2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。 —以下省略—

庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系



基本方針	元気なときから誰もが生きがいをもって活躍できる地域をつくろう
	健康づくり・介護予防に自ら取り組み、自分らしい生活の維持・向上に努めよう
	適切なサービス利用により、自立支援・重度化防止に努めよう
	みんなが安心して暮らせる地域をつくろう

具体的な取組	1 地域包括ケアシステムの深化・推進
	2 生きがい施策の推進
	3 一般介護予防施策の推進
	4 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止
	5 認知症総合支援施策の推進
	6 高齢者の安全安心な暮らしの支援



住民・地域	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が生きがいをもって生活できるよう、豊かな経験と知識・技能を活かしボランティアなど地域の担い手として活躍しましょう。 ・自助互助を基本とし、各種サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。 ・健康づくり・介護予防事業を積極的に活用し、地域の交流の場に参加しましょう。 ・介護サービスは適正に利用し、自立支援・重度化防止に努めましょう。 ・認知症を理解し、共に認知症の人を支え合う地域を目指しましょう。 ・介護保険料は忘れずに納めましょう。 	
<p style="text-align: center;">関係機関・関係職種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の理念に基づき、適切なサービス提供による自立支援・重度化防止に努めましょう。 ・介護保険、公的サービス以外の生活支援資源を把握し、適切に紹介しましょう。 ・専門職は専門的技術、知識を活かし適正な医療、介護サービス等を提供しましょう。 ・地域のあるべき姿や課題を意識し、切れ目のない在宅医療と介護が提供できるよう努めましょう。 	<p style="text-align: center;">町（行政）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の理念の普及・啓発による規範的統合を図り、適切なサービス利用による自立支援・重度化防止支援に努めます。 ・介護予防、認知症予防、在宅介護者支援等の情報を提供し、あわせて支援の場も提供します。 ・医療・介護関係者と地域のあるべき姿や課題を共有し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に努めます。

在宅医療・介護連携情報

庄内町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、在宅医療と介護の連携を推進していきます。

【町内の医療関係機関一覧】

令和7年4月11日現在

	医療機関・薬局名	電話番号	休診日	営業（診療）時間	訪問	往診
1	阿部内科胃腸科医院	44-2121	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診8:30~12:30、午後診3:00~5:30	○	○
2	奥山クリニック	56-2074	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診9:00~12:00（受付11:30まで） 午後診2:00~5:00（受付4:30まで）	×	×
3	かとう医院	43-3032	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診8:30~12:30、午後診3:00~6:00 （受付は診察終了の30分前まで）	○	
4	菅原医院	43-3010	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9:00~12:30、午後2:30~6:00	×	×
5	成澤医院	57-2030	土曜午後、日曜、祝日（医師在宅であれば午前中対応します）	午前診9:00~12:30、午後診3:30~6:00	○	○
6	森田内科クリニック	43-8701	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8:30~12:30（受付11:30まで） 午後3:00~6:00（受付5:30まで）	×	×
7	医療法人徳洲会 庄内余目病院	43-3434	なし （診療科により休診の場合あり）	月曜～土曜 午前診（午前9:00~12:00）、午後診（午後2:00~5:00）、夕診（午後5:00~7:00）※診療科により診療日、時間が異なる	○	
8	古谷眼科クリニック	42-2611	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日 （都合により休診・時間変更あり）	午前診8:30~13:00、午後診3:00~6:00 （午前受付は12:00まで）		
9	奥山歯科診療所	56-2336	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前診9:00~12:30、午後診2:00~6:00	○	×
10	オハナ・デンタルクリニック	43-0870	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日、第三水曜日	午前診9:00~12:30、午後診2:00~6:00	×	×
11	局山堂山葛歯科医院	43-2107	水曜午後、日曜、祝日	午前9:00~12:00、午後2:00~6:00	○	○
12	斉藤歯科医院	43-3330	日曜、祭日、ただし不定休あり	午前9:00~12:00、午後1:30~5:00	○	
13	医療法人 原田歯科	42-2255	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日、臨時休診あり	午前9:00~12:30、午後2:30~6:00	○	
14	南野歯科医院	44-2118	木曜午後、日曜、祝祭日	午前9:30~12:00、午後2:30~5:00	×	
15	訪問看護ステーション ひまわり	43-2964	土曜午後、日曜、祝日	午前8:30~午後5:00（土曜は12:30まで） ※訪問：庄内余目病院の訪問診療に同行します。	○（月・水曜日）※	
16	アイン薬局庄内狩川店	25-3820	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9:00~午後5:00（水、土曜は12:00まで）	○（薬剤配達も可能）	
17	庄内すこやか薬局	45-1311	日曜、祝日	午前8:30~午後6:30 （木曜は午後4:30まで、土曜は午後1:00まで）	○（薬剤配達も可能）	
18	（有）まつや薬局	42-2311	日曜、祝日	午前9:00~午後5:30 （土曜は12:00まで）		
19	みしまや薬局	57-2009	第三日曜、元旦 （調剤：1月1日~3日、日曜日）	処方箋受付：午前9:00~午後6:00 （土曜は午後1:00まで） 薬剤受取可能時間：午前8:00~午後8:00まで	○（薬剤配達も可能）	

【在宅医療・介護連携に関する相談窓口】

庄内町では主に地域包括支援センターが相談窓口となり、医療・介護関係者からの相談や高齢者に対する医療機関や介護サービスの紹介など連携を図っています。

地域包括支援センター 余目 TEL：45-1030 / 立川 TEL：51-2505

【一般介護予防事業・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】

住民主体の通いの場 立ち上げ支援・継続支援

いきいき百歳体操（介護予防の運動）を中心として、運動による健康づくりを目的に、集落の公民館等に週1回、3人以上集まる住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。2年目以降も継続的な支援を行います。

【立ち上げから1年目まで】

- ① 介護予防の普及啓発と「いきいき百歳体操」の紹介・説明
- ② 体操指導、栄養講座各1回
- ③ 体力測定の実施（初回と実施から3か月後）
- ④ 体操のDVDの無料貸出

【2年目以降】

- ① 希望グループに体力測定
- ② リハビリ専門職の派遣等

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

いきいき健康セミナー

75歳を機に健康寿命を意識していただくため、後期高齢者医療資格確認書をお渡しする際に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康寿命と介護予防の講話やお家で簡単にできる体操を紹介するセミナーを開催しています。

対象者：75歳に到達する方

場 所：庄内町役場B棟

時 間：午後2時～3時

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係、税務町民課国保係

高齢者訪問事業

生活習慣病重症化予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔機能低下予防等のために保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士が自宅に訪問します。

利用料金：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

介護予防教室

健康寿命の延伸・介護予防のため、保健師、栄養士、歯科衛生士等による講話や体操などを指導する教室を開催します。

対象者：希望のある団体等

場所：各集落公民館、まちづくりセンター等

日程：年間を通じて開催

利用料金：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

通所型介護予防事業（元気アップ教室）

65歳以上で健康づくりに興味のある元気な方、足腰が弱くなった方、閉じこもり予防のために交流したい方など、参加者が一緒に楽しく健康体操やレクリエーション等の活動を通し、心と身体のリフレッシュと健康寿命の延伸を図ることを目的にした事業です。

利用料金：茶菓代など一部自己負担あり

利用方法：実施事業所または担当にお問合せください。

実施事業所（名称）	電話番号	住所
J Aあまるめ（抛り所しゃんしゃん）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172
ソラーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2

担当：保健福祉課高齢者支援係

地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が高齢者の自宅を訪問し、身体機能向上のための運動指導や生活機能向上のための助言、住宅環境・生活領域等の評価を行います。

対象者：65歳以上の方

派遣職種：理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士等

利用料金：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係

健康しょうないマイレージ事業

住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操など）を実施する団体への支援で、団体に参加する方お一人につき、20回参加ごとにゆりカード1枚500円分と交換できます。

※ 上限年2枚（40回参加分）

対象：以下をすべて満たす団体

- ① 住民主体の介護予防活動を行う団体
- ② 町から補助金等を受けていない団体
- ③ 3名以上で、月3回以上、おおむね1時間程度、おおむね通年で活動する団体

担当：保健福祉課高齢者支援係

【認知症関係事業】

ほっとひと息カフェ（認知症カフェ）

物忘れが気になる・心配という方やその家族、ちょっと誰かと話をしたいなど、お茶を飲みながら安心して話せる場です。

日 程：毎月第一月曜日午前 10 時～11 時 30 分（出入り自由）

場 所：保健センター

料 金：無料

※立川複合拠点施設で令和 7 年度も開催予定です。詳細が決まりましたらお知らせします。

担当：地域包括支援センター

認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる町をめざし、認知症サポーター（認知症の方や家族の応援者）を養成するため、「認知症を理解する」講義と DVD 上映、寸劇等を行います。

講 師：認知症地域支援推進員、認知症キャラバン・メイト

対 象：小・中学校、企業・団体

料 金：無料

日 程：相談に応じ随時開催

担当：保健福祉課高齢者支援係



徘徊高齢者事前登録事業

高齢者安心おかえり登録事業

高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見し、保護するため、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等を事前登録する事業です。

対象者：町内に住所を有し在宅で生活する 65 歳以上の認知症等により徘徊のおそれのある方

登録方法：登録を希望される方は、担当まで連絡ください。地域包括支援センター職員が自宅に伺い、手続きについて案内いたします。

担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

見守りシール

高齢者安心おかえり登録事業に登録した高齢者等の早期発見につなげるシステムです。



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

■利用料金は無料です。

■利用を希望の方は担当まで相談ください。

担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

徘徊声かけ訓練

認知症の方を実際に見かけたときに戸惑ってしまわないよう、実際に徘徊していることを想定し徘徊者役に声をかける疑似体験や見守りの方法と検索方法を学んでもらいます。

講師：認知症地域推進員、認知症キャラバン・メイト

対象：希望のある団体等

料金：無料

日程：希望日等調整します

担当：保健福祉課高齢者支援係

【生活支援関係】

在宅高齢者軽度生活援助事業

おおむね 65 歳以上の 1 人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する必要がある場合に必要最低限の範囲で支援します。介護サービス等が利用できる場合は、そちらが優先されます。

支援内容	利用者負担	町負担	備考	
布団干し	1 0 1 円	9 1 8 円	各週 3 回まで (1 回：1 時間以内)	
食材等の買い出し	1 0 1 円	9 1 8 円		
食材の調理	1 0 1 円	9 1 8 円		
ゴミ出し	2 5 円	2 3 2 円		
暖房機の給油	2 5 円	2 3 2 円		
清掃（玄関、居間、寝室、台所、便所、浴室）	1 時間	1 0 1 円	9 1 8 円	
住宅の雪囲いの設置及び撤去	1 2 9 円	1, 1 6 2 円		

利用できる事業所	電話番号	所在地
庄内町シルバー人材センター	42-3122	庄内町余目字大塚 1-2
J A あまるめ（抛り所しゃんしゃん）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172

担当：保健福祉課高齢者支援係

訪問理美容サービス事業

理髪店及び美容院に出向くことが困難である在宅のおおむね 65 歳以上の方が、居宅で理美容サービスを受けるときの理美容店の出張旅費を町が負担します。

出張旅費：1 回につき 1, 000 円の助成

利用回数：年 6 回（2 か月に 1 回）

担当：保健福祉課高齢者支援係

高齢者等安心通報事業

65 歳以上の方のみの世帯等で、慢性的な疾患を有する方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方に対し、ペンダント型無線通報装置、緊急通報用電話機等を貸与し、緊急時に対応できる体制をとります。

利用者負担	設置費用	■町民税課税世帯：全額 ■町民税非課税世帯：半額 ■生活保護受給世帯：無料（※設置費用は約 15, 000 円程度）
	保守費用（月額）	■町民税課税世帯：300 円 ■町民税非課税世帯及び生活保護受給世帯：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係

自立支援短期入所事業

要介護認定を受けていない 65 歳以上の方で、一時的に保護が必要な方を特別養護老人ホームに短期入所させ、日常生活の支援及び指導を行います。

内 容：特別養護老人ホームへの短期間の入所

利用日数：年間 7 日以内

利用できる事業所	電話番号	所在地	利用者負担/1日
山 水 園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	2, 3 6 0 円
ソ ラ ー ナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	2, 5 1 5 円

※送迎を希望する場合は、別途利用料金が発生します。

担当：保健福祉課高齢者支援係

救急医療情報キット配付事業

65 歳以上の方のみの世帯、心身に重度の障がいがある方の方のみの世帯に対し、「かかりつけ医療機関、持病の内容、緊急連絡先を記入した紙」や「診察券、くすり手帳、健康保険証のコピー」を入れて保管しておくボトル状のキットを配布します。また、キットの配布を受けた方の住所等の情報を酒田地区消防本部に提供し、救急時に活用します。

利用料金：無料

担当：保健福祉課福祉係

高齢者世帯等雪下ろし支援事業

虚弱または障がいのある 65 歳以上の方のみの世帯、障がいのある方のみで生活する世帯、または上記の高齢者及び障がいのある方のみで生活する世帯に対し、雪下ろしとその除排雪を支援します。対象となる世帯と利用者負担は、下記のとおりとなります。

◆町民税非課税世帯で、近隣に雪下ろし支援者がいない場合

対象回数：立谷沢地区 3 回、清川地区 2 回、その他 1 回

利用者負担：1 回 4, 0 0 0 円

担当：保健福祉課福祉係

高齢者世帯等除雪支援事業

自力による玄関先通路等の除雪が困難な 65 歳以上の高齢者または 60 歳以上の障がい者で構成される世帯に対し、除雪作業を支援します。

利用者負担：3 0 分当たり 1 0 0 円

担当：保健福祉課福祉係

電動三輪車等購入費補助事業

運転免許証の交付を受けていない方で、70歳以上の方または下肢障がいの身体障害者手帳を所持している方が、町内業者から電動三輪車等を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の1/2以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は11万円を限度とし、課税されている場合は5万5千円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

電動ハイブリッド自転車購入費補助事業

70歳以上の方または身体障害者手帳を所持している方が町内業者から電動ハイブリッド自転車を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の1/4以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は2万円を限度とし、課税されている場合は1万円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

高齢者補聴器購入費補助事業

65歳以上であり、障害者総合支援法に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられず、かつ補助対象者及び補助対象者を扶養する親族等に町民税所得割が課されていない方を対象とし、補助対象者が補聴器を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の1/2以内

ただし、2万円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

シニアわくわく応援チケット事業

高齢者の方の健康保持や積極的に社会に参加していただくことを目的として、4月1日現在において70歳以上の方に対して「シニアわくわく応援チケット」を交付します。

チケットを受け取る方法：割引を受けたい事業者（協力事業所）を1つ選択し、7月31日まで町へ申請する。

チケットの使い方：5月以降に、町から交付決定通知と割引チケット(2,500円分)を送付。選んだ事業者に提出し、割引の適用を受ける。

割引対象となる協力事業者：温泉施設（町湯・北月山荘）、総合体育館（トレーニングルームの使用料）、理美容店、商店、飲食店など事業に賛同いただける事業者

担当：保健福祉課福祉係

【措置事業】

養護老人ホーム入所措置事業

65歳以上の方で、居宅において適切な養護を受けることが困難な方が利用できる事業です。収入に応じ利用者負担があります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体	定員
思 恩 園	0235-26-7610	鶴岡市馬町字枇杷川原 23 番地	(福) 思恩会	30
と も え	0235-35-0900	鶴岡市北茅原町 17 番 1 号	(福) 恵泉会	70
かたばみの家	35-1471	酒田市北千日堂前字松境 16 番地	(福)かたばみ会	50

担当：保健福祉課高齢者支援係

【家族介護支援関係事業】

家族介護慰労金支給事業

要介護者を在宅で介護している家族の、介護負担の軽減と、要介護者の在宅生活を支援するため、家族介護慰労金を支給します。

	要 件
支給対象者	対象となる要介護者と同一世帯に属し、現に在宅で介護している介護者
対象になる要介護者	■要介護3以上の要介護者、若しくは要介護2の要介護者で認定調査時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のもの（「要介護2等」という。）、又はこれに相当すると町長が認める者 ■在宅で介護された期間が1年以上で（医療機関に入院した期間が90日以上ある場合はその期間を除く）、次のいずれかに該当する要介護者 (1) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用していること (2) 介護保険サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）の利用日数の合計が1年の間10日以内であること ■町内に住所がある方で、介護保険料を滞納していない世帯
支給金額	【要介護4、要介護5】 年額24万円 【要介護2等、要介護3】 年額10万円

担当：保健福祉課高齢者支援係

家族介護者交流会事業・介護教室

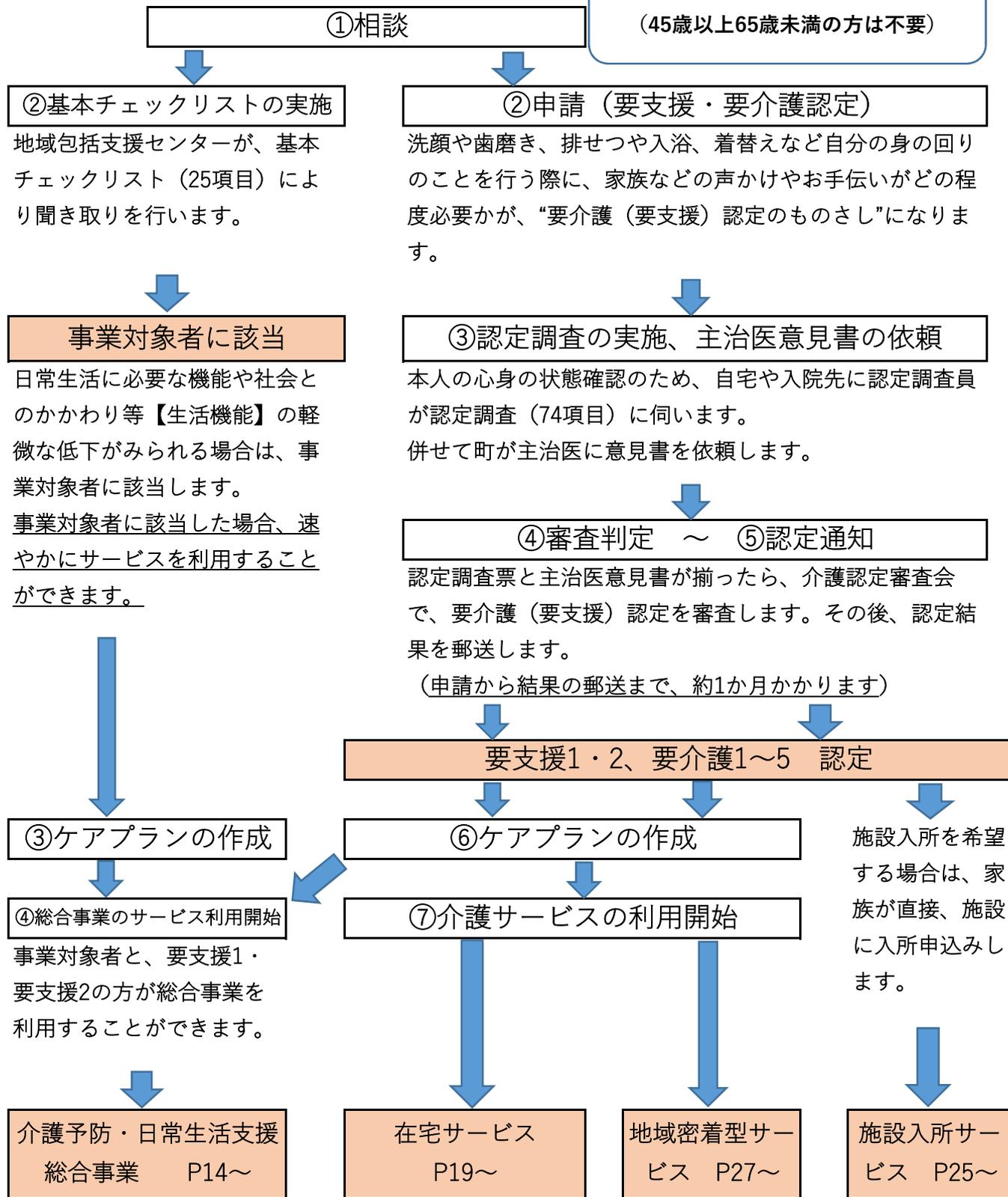
介護をしている家族等の介護負担の軽減を図るため、リフレッシュする場の提供と介護者相互の情報交換等の交流会の実施にあわせ、介護するうえで必要な知識を習得する講話等を開催します。また、「要介護2以上」または「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上」の方の介護者がこの事業に参加するために利用する介護保険サービスの利用者負担金等に助成をします。

担当：保健福祉課高齢者支援係

介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスを利用するには

本人又は家族から、相談の目的、日頃の生活状況や心身の状態について聞き取りを行い、総合事業や要介護（要支援）認定の申請手続きを行います。まずは地域包括支援センターや保健福祉課介護保険係、高齢者支援係に相談ください。

持ち物：介護保険被保険者証
(45歳以上65歳未満の方は不要)



※総合事業の事業対象者や要介護認定・要支援認定が非該当になった場合は、一般介護予防事業が利用できます。

介護保険証と負担割合証を確認しましょう

■ 在宅介護サービスの1か月の支給限度額

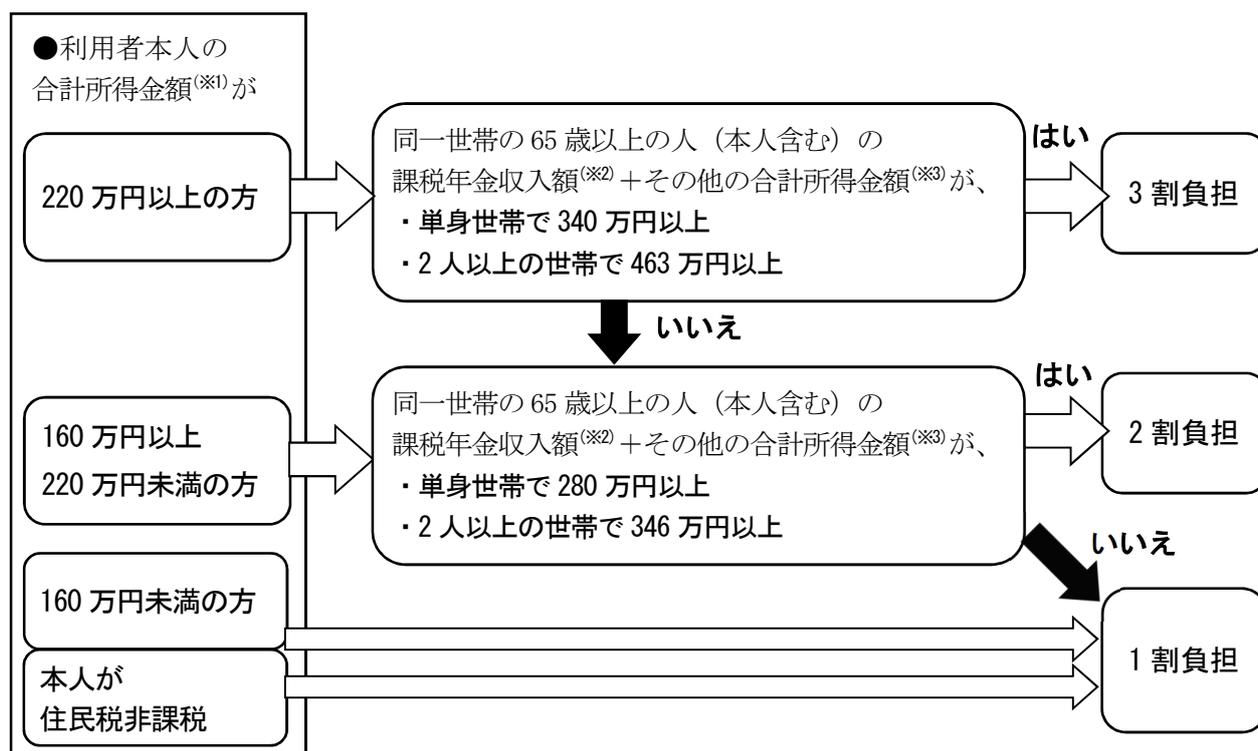
事業対象者	50,320円	要介護1	167,650円
要支援1	50,320円	要介護2	197,050円
要支援2	105,310円	要介護3	270,480円
		要介護4	309,380円
		要介護5	362,170円

■ 介護保険負担割合証

所得に応じて利用者負担が1～3割に区分されます。

要支援・要介護の認定を受けている方、または事業対象者となった方については、全員に各自の負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。介護サービスを利用される際に、介護保険被保険者証と一緒にケアマネジャーやサービス提供事業所に提示してください。 ※64歳以下の方の利用者負担割合は1割です。

◆ 所得に応じた利用者負担の割合 ◆



※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額(※1)から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※2 課税年金収入額とは、老齢(退職)年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。

※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額(※1)から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

担当：保健福祉課介護保険係

【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態にならないようにするために、庄内町では「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施しています。

1. 総合事業を利用できる方（介護予防・生活支援サービス）

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリスト（25項目の簡単な質問）で健康状態などを確認した結果、「事業対象者」に該当した方
- ※ 訪問型サービスB及び通所型サービスBについては、要介護1～5の認定を受けた方も利用できる場合があります

2. 総合事業で利用できるサービス

訪問型サービス【従前相当・A型】

■従前相当（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、身体介護（食事や洗濯、買い物、調理など）を行い、利用者ができることが増えるように支援します。

■A型（生活援助のみのホームヘルプサービス）

生活援助（掃除や洗濯、買い物、調理など）が必要な方の自宅をホームヘルパー等が訪問し、サービスを提供します。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
丸岡医院訪問介護事業所	22-2730	酒田市亀ヶ崎7丁目4-22	○	
介護老人保健施設 徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇7	○	○
ヘルパーセンター アライブ	0235-33-8826	鶴岡市昭和町7-16	○	○
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚1-2	○	○
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市上藤島字備中下3-1	○	

訪問型サービスB（住民ボランティアによる生活援助）

地域の住民が主体となり、利用者の居宅に訪問して生活援助（掃除や洗濯、買い物、調理など）を行います。

実施団体名	電話番号	備考
はっぴいサポート	090-4317-9288	※詳細はP17に掲載しています。

訪問型サービスC（原則3か月の短期集中予防サービス）

作業療法士などのリハビリ専門職が利用者の自宅を訪問し、短期間、集中的に心身の機能の改善を図り、日常生活で自立することを目的とするサービスです。

【利用料金】 週1回 500円

事業所名	電話番号	住所
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 42-4
(一社)リハビリテーションスタッフサービス	090-1608-6344	庄内町余目新田字東町 48-6

通所型サービス【従前相当・A型】

■従前相当（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事や入浴などのサービスのほか、生活機能の維持・向上のための体操や筋力トレーニングなどを提供します。入浴や食事の支援が必要な方が利用します。

■A型（入浴を含まないデイサービス）

デイサービスセンターで、交流や簡単な体操、レクリエーションなど（1回2時間以上）を提供します。入浴のお手伝いなど、身体介護を必要としない方が利用します。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
酒田市デイサービスセンター松山	62-2843	酒田市字西田 6		○
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら 3丁目 1-5	○	
山水園指定通所介護事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	○	○
デイサービスぼぼろ	0235-64-8978	鶴岡市大東町 3-17	○	○
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田 32-2	○	○
介護予防センターさくら広野	92-4531	酒田市広野字末広 102-1	○	○
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居 2-1-7	○	○
ソラーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	○	○
デイサービスセンターすずかぜ	28-8067	酒田市東両羽町 6-2	○	○
デイサービス えがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23-1	○	
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町 6-1-9	○	○
丸岡医院通所介護事業所いぶき	25-5702	酒田市亀ヶ崎 6丁目 9-15	○	○
福祉のひろば	33-2579	酒田市穂積字上市神 139-5	○	○

通所型サービスB（住民ボランティアによるミニデイサービス）

地域の住民が主体となり、介護予防や生きがいつくりの活動を行っています。仲間づくりや社会参加のひとつとして、外出の機会が減ってしまった方におすすめです。

※ 詳細はP18に掲載しています。

その他生活支援サービス

■配食・見守りサービス

弁当や総菜などの宅配を行いながら、健康状態や日常生活の見守りを行い、必要に応じて、家族や関係機関へ連絡します。外出や調理が困難な方が、利用できます。

事業所名	電話番号	住所	料金
余目町農業協同組合（便利便）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172	112 円
道の駅しょうない 風車市場	56-3039	庄内町狩川字外北割 97-1	112 円 ※清川・立谷沢 地区は 200 円
主婦の店 狩川店	56-2014	庄内町狩川字大釜 7-1	112 円

- ※ 原則週 1 回利用。最大で週 2 回利用も可能です。
- ※ 利用料金以外に、配達物品の購入費がかかります。
- ※ 配達区域については、事業所にお問い合わせください。





訪問型サービスB「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！

◆はっぴいサポート◆

高齢者の方々が安心して暮らすことが出来るよう、日常生活の困りごとの手助けをする活動（家事援助、話し相手、外出支援など）を行う、有償ボランティア団体です。



利用対象

庄内町余目第1～第3学区の65歳以上の方のみの世帯で、次の条件にあてはまる方が対象となります。（認知症・身体障害などで症状が重い方は対象外とさせていただきます。）

※「申請書」、「同意書」、「状況確認書」の提出をお願いいたします。

- ・ 家族や知人から支援を受けることが困難で、日常生活の手助けが必要な方
- 外出支援の場合
 - ・ 公共交通を利用して1人で外出するのが困難な方
 - ・ 通院、買い物中も付添いが必要な方

年会費・利用料

年会費：1,000円（初年度のみ初回登録料と合わせて2,000円）
 利用料：1時間700円（1時間を超えてからは、30分単位で計算）
 ※6月利用分より、ガソリン代実費分をいただきます。

活動日時・活動範囲

《日時》月～金：午前9時～午後4時、土日祝・年末年始：休み
 《範囲》庄内町余目第1～第3学区及び酒田市内

依頼可能内容

- ・ 話し相手
- ・ 掃除（屋内）
- ・ 買い物代行
- ・ 片付け（屋内）
- ・ 外出支援（通院、買い物の外出時付添い） ※送迎付きの場合は要相談
- ・ その他 ※記載以外の支援については要相談

集金方法

1か月の利用を月末にまとめ、翌月10日まで集金に伺います。



利用の注意

- ・ 初めての依頼の際には、利用開始前に状況等の聞き取りのため面談をさせていただきます。
- ・ 家族や知人からの支援、公共交通の利用が可能な場合はそちらを優先していただくため、状況によってはお断りさせていただく場合があります。
- ・ 登録後、利用開始するまでは、登録解除、年会費の返却が可能です。
- ・ 予約は3日前までにお電話ください。
- ・ お互いに思いやりを持ったご利用をお願いいたします。

はっぴいサポート事務局
 受付・問合せ
 090-4317-9288

御殿町いきいき百歳体操おもと会



日時:毎週金曜日 10:00~12:00

場所:御殿町公民館(余目字町 214)

利用料:100円(1回) ※食事は別料金

[活動内容]

いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操などを実施。体操の講師による指導もあります。月に1回、茶話会も行っています!

通いの場「ひょうたん島」



日時:毎週木曜日 10:00~12:00

場所:余目字上猿田 32

利用料:200円(1回) ※食事は500円

[活動内容]

ゲーム、漫談、映画など週変わりで様々なメニューを実施。手作りおやつでの茶話会、毎月1回の食事会など楽しんでいきます!

ぐるっと健康広場

日時:毎週木曜日 10:00~12:00

場所:余目第二まちづくりセンター(払田字サビ 40)

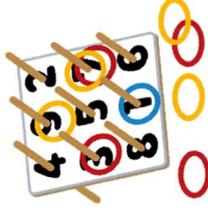
利用料:無料 ※食事は200円

[活動内容]

いきいき百歳体操を中心に軽スポーツや様々な体操を実施。うたごえ喫茶などの特別企画も行います!



健(すこやか)サロン



日時:毎週水曜日 9:30~11:30

場所:三ヶ沢公民館(三ヶ沢字宮田 54)

利用料:250円(1か月)

※2か月分500円を偶数月に集金

[活動内容]

いきいき百歳体操、講師を招いた体操、軽体操、脳トレや合唱などを行っています。茶話会とおしゃべりも楽しんでいきます!

～「通いの場」ってなに?～

介護予防、生きがいづくり、健康づくりのために地域のみなさんが集う場のこと。身近にあって気軽に行ける、楽しめる集まりのことです。

～ 広域的な「通いの場」とは ～

参加者を地区や学区、集落などに限定しないので、誰でも通いの場に行くことができます。

見学も大歓迎です。
スタッフも募集中☆

【お問い合わせ先】
保健福祉課 高齢者支援係
Tel 43-0490



【介護サービス】

在宅サービス

※主に町指定の介護サービス事業所等、住民の方が利用している事業所等を掲載しています。このほかにも県指定の事業所も多くあります。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

「事業対象者」「要支援」認定の方が、自立した生活を送るために「ケアプラン（介護予防サービス計画）」の作成や、サービス利用の手続きを支援します。ケアプランは、地域包括支援センター職員に相談して、一緒に作成します。 ※計画作成に自己負担はありません。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
庄内町地域包括支援センター	45-1030	庄内町余目字町 132-1	(月～金)
立川サブセンター	51-2505	庄内町狩川字大釜 22	8:30～17:15

居宅介護支援

「要介護」認定の方が、自立した生活を送るために「ケアプラン（介護サービス計画）」の作成や、サービス利用の手続きを支援します。ケアプランは、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談して、一緒に作成します。 ※計画作成に自己負担はありません。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
医療法人徳洲会介護老人保健施設 余目徳洲苑介護センター	45-1678	庄内町松陽一丁目 1-6	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
介護センターほほえみ	42-1623	庄内町余目字大塚 1-2	(月～土) 8:30～17:15
ケアプランセンターソーラナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	(月～金) 8:30～17:30
山水園指定居宅介護支援事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	(月～土、祝日振替休日) 8:30～17:30
医療法人徳洲会介護老人保健施設 あかね介護センター	51-2415	庄内町添津字家の下 97	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
さくらホーム居宅介護支援事業所	25-6636	酒田市若浜町 6-25	(月～土) 8:30～17:30
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1	(月～金) 8:45～17:00
医療法人徳洲会介護老人保健施設 徳田山介護センター	43-1919	酒田市相沢字道脇 7	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
医療法人丸岡医院 指定居宅介護支援事業所	23-8133	酒田市亀ヶ崎 6 丁目 9-15	(月～金) 8:30～17:30 (土) 8:30～12:30
愛陽会指定居宅介護支援事業所 (三川病院内)	0235-68-0150	三川町横山字堤 39 番	(月～金) 9:30～17:00 (土) 9:00～12:00
居宅介護支援センターにこ	0235-77-1025	三川町青山字外川原 234-1	8:30～17:30
ラポールケアプランセンター	0234-25-5232	酒田市亀ヶ崎 2-26-41	(月～金) 8:30～17:30

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅に訪問し、食事・排泄等の身体の介護や調理・洗濯等の生活の支援を行います。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚 1-2	6:00~22:00
訪問介護事業所つばさ	43-1525	庄内町余目字猿田 7-2	8:30~17:00
徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇 7	24時間(電話含)
ニチイケアセンターあまるめ	25-0215	庄内町余目字上梵天塚 90-2	6:00~22:00
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら 2-5-2	6:00~22:00
ニチイケアセンター酒田みずほ	21-8920	酒田市亀ヶ崎 3-5-55	6:00~22:00
アースサポート酒田	26-9900	酒田市若宮町 5-2	7:00~21:00
ニチイケアセンター鶴岡	0235-29-6889	鶴岡市若葉町 23-38	6:00~22:00
ニチイケアセンター鶴岡みさき	0235-29-0305	鶴岡市美咲町 7-16	6:00~22:00
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1	6:00~21:00

（介護予防）訪問入浴介護

自宅を訪問し、移動式の浴槽を提供して入浴の介護を行います。

事業所名	電話番号	所在地
ひかり 日花里訪問入浴介護事業所	25-5910	庄内町余目字月屋敷 186 番地 6
福祉のひろば	33-2581	酒田市穂積字上市神 139-5
アースサポート酒田	26-9900	酒田市若原町 5-2

（介護予防）訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

事業所名	電話番号	所在地
訪問看護ステーション ひまわり	43-2964	庄内町松陽 1 丁目 1-6
訪問看護ステーション スワン	21-7345	酒田市中町 3-5-23
訪問看護ステーション らいふ	43-1888	酒田市こがね町 2-23-3
ワン・ライフ訪問看護リハビリステーション庄内	25-1177	酒田市あきほ町 654-1
ラポール訪問看護ステーション	25-5232	酒田市亀ヶ崎 2 丁目-26-41
訪問看護ステーション やわた	64-4585	酒田市小泉字前田 37
訪問看護ステーション とるて	0235-64-8785	鶴岡市みどり町 21-29
いのちの華 訪問看護ステーション	0235-25-3203	鶴岡市城北町 1-26
訪問看護ステーション庄内	0235-33-8950	鶴岡市ほなみ町 2-8
訪問看護ステーションにこ	0235-77-1025	三川町青山字外川原 234-1

(介護予防) 訪問リハビリ

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、必要なリハビリを行います。

事業所名	電話番号	所在地
庄内余目病院	43-3434	庄内町松陽一丁目1-1
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番4号

(介護予防) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

通所介護(デイサービス)

生活行為向上のための運動や、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行います。

事業所名	電話番号	所在地
山水園指定通所介護事業所	25-0087	庄内町狩川字笠山433-3
ソラーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野100-2
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田32-2
介護予防センターさくら広野	92-4531(直通)	酒田市広野字末広102-1
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居2-1-7
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町6-1-9
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら2-5-2
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら3-1-5
ゆたかの家	43-1661	酒田市ゆたか2-5-1
デイサービスえがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前23番1

(介護予防) 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保険施設や病院、診療所等において、生活行為向上のためのリハビリテーションを主に、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行います。

事業所名	電話番号	所在地
介護老人保健施設余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目1-6
介護老人保健施設あかね	51-1100	庄内町添津字家の下97
介護老人保健施設徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇7
丸岡医院	23-8166	酒田市松原南15-1
介護老人保健施設ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田1

(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業所名	電話番号	所在地
山水園指定短期入所生活介護事業所	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3
ソラーナ短期入所生活介護事業所	44-2011	庄内町南野字北野 100-2
ラ・ルーナ短期入所生活介護事業所	43-6730	庄内町余目字矢口 92-1
短期入所生活介護事業所さくらの里	61-4355	酒田市西田 16-1
さくらホーム短期入所生活介護事業所	62-2941	酒田市中牧田字丸福 171
短期入所生活介護事業所さくらホーム広野	91-1233	酒田市広野字末広 102-1
指定短期入所生活介護施設特別養護老人ホームなの花荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤 189-2
指定短期入所生活介護サービスセンターふじの花荘	0235-64-5880	鶴岡市藤の花一丁目 18-1
指定短期入所生活介護事業所かみじ荘	0235-62-2233	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢 198-3
協立ショートステイセンターふたば	0235-29-1056	鶴岡市日枝字海老島 64

(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとに、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業所名	電話番号	所在地
介護老人保健施設余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目 1-6
介護老人保健施設あかね	51-1100	庄内町添津字家の下 97
介護老人保健施設徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇 7
介護老人保健施設ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田 1

(介護予防) 福祉用具貸与

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を貸与 (レンタル) します。

■貸与品目

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①車いす | ⑩スロープ |
| ②車いす付属品
(クッション、電動補助装置など) | ⑪手すり (取付工事不要のもの) |
| ③特殊寝台 | ⑫歩行器・歩行車 |
| ④特殊寝台付属品 (マットレスなど) | ⑬歩行補助つえ |
| ⑤床ずれ防止用具 (エアマットなど) | |
| ⑥体位変換器 | |
| ⑦認知症老人徘徊感知機器
(離床センサー含む) | |
| ⑧移動用リフト | |
| ⑨自動排泄処理装置 | |

要支援1・2と要介護1の方は、①～⑨(⑨は、要介護2・3の方も)の品目は原則として利用が認められません。
※ただし、状態に応じては利用可能な場合もあります。

担当：保健福祉課介護保険係

福祉用具購入費の支給

在宅での生活に必要で、入浴やトイレで使う用具については、購入費を支給します。

※ 指定を受けている事業者から購入してください。

■支給品目

- | | |
|------------------|------------------|
| ①腰掛便座 ポータブルトイレ等 | ②移動用リフトのつり具 |
| ③入浴補助用具 シャワーチェア等 | ④排泄予測支援機器 |
| ⑤簡易浴槽 | ⑥自動排泄処理装置の交換可能部品 |
| ⑦固定用スロープ | ⑧歩行器（歩行車を除く） |
| ⑨歩行補助つえ（松葉づえを除く） | |

■支給限度額

利用できる上限額は1人1年間10万円（毎年4月1日から1年間）

■支払い方法

受領委任払い 購入費用の1～3割（自己負担分）を事業者支払い、町が7～9割分を事業者支払います。

償還払い いったん全額自費で事業者支払いし、町へ申請後、7～9割分が戻ります。

事業所名	電話番号	所在地
有限会社福祉用品やまがた	26-1725	酒田市亀ヶ崎四丁目2-40
株式会社タマツ鶴岡店	0235-24-3333	鶴岡市美咲町32-7
株式会社蔵王サプライズ庄内営業所	43-0622	酒田市下安町15-6
ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション	0234-28-9388	酒田市京田2丁目21-14
両羽商事株式会社	28-9123	酒田市卸町1-8
株式会社トーク	0235-22-1009	鶴岡市遠賀原字稲荷41-2
マシマ介護事業部	31-1664	酒田市京田一丁目2-12
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前23番1
さふらん酒田南店	21-3200	酒田市中町3-2-18
株式会社タマツ酒田店	23-0721	酒田市東大町3-1-9

担当：保健福祉課介護保険係

住宅改修費の支給

在宅での生活の質の向上を図るために必要な、住宅の一部改修について支給します。

■支給品目

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■支給限度基準額 原則として1つの住宅につき 1人20万円まで

※ 引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度20万円までの住宅改修を行うことができます。

■支払い方法

受領委任払い 改修費用の1～3割（自己負担分）を事業者に支払い、町が7～9割分を事業者に支払います。

償還払い いったん全額自費で事業者に支払いし、町へ申請後、7～9割分が戻ります。

～住宅改修の手続きの流れ～

※工事をする前に、必ずケアマネジャーに相談してください。

①事前申請 工事を始める前に申請します。工事後の申請は保険給付を受けられないので御注意ください。

【提出書類 … 申請書・改修が必要な理由書・工事見積書・工事に必要な材料のカタログ・工事前の写真・図面（平面図・立面図）・住宅所有者承諾書・委任状】

②工事開始 町からの承認通知を受け取ってから工事を開始します。

～工事完了～

③事後申請 工事が完了したら、支給のための申請をします。

【提出書類 … 申請書・工事内訳書・工事前と工事後の写真・領収書・委任状】

④支払い 指定した支払方法により町から費用が支給されます。

担当：保健福祉課介護保険係

介護保険市町村特別給付事業

第1号被保険者の方から納付いただく介護保険料を財源としているため、申請時点で介護保険料の納付状況を確認させていただきます。

おむつ支給事業

■対象者：町内に住所があり、居住している在宅の方で、要支援・要介護認定を受けており、寝たきりや認知症で尿意がなく、1人でトイレに行けない等、常時失禁と認められる方。

※ 施設入所者、3か月以上入院されている方、短期入所を月の半数以上利用されている方は対象外。記載以外にも要件がありますので、介護保険係にお問い合わせください。

■区分：①町民税非課税世帯：月8,000円
②町民税課税世帯：月4,000円

※支給決定の月より交付されます。

担当：保健福祉課介護保険係

高齢者外出支援事業

町内に居住する要支援・要介護認定を受けている方で、寝たきり状態や重度の歩行障がい等により外出が困難な方に対し、介護タクシーで自宅から医療機関への通院を助成します。

■サービス内容：医療機関と自宅間の送迎

※月2枚（年間最大24枚）分の高齢者外出支援事業利用補助券交付

■利用料金：町民税非課税世帯：サービス事業所が定める料金の1/10

町民税課税世帯：サービス事業所が定める料金の2/10

（ストレッチャー、車椅子利用は別途料金が加算される場合があります。）

事業所名	電話番号	ストレッチャー	車椅子
余目タクシー	43-2411	有	有
立川タクシー	56-2128	無	有
酒田第一タクシー	22-9444	有	有
庄交ハイヤー	0235-22-0055	無	有
大和交通	0235-22-7733	無	有

※ 障害者社会参加移動支援事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業との併用はできません。

※ 記載以外にも要件等がありますので、介護保険係までお問い合わせください。

担当：保健福祉課介護保険係

施設入所サービス

※ 施設入所サービスを受ける場合は、利用者や御家族が、直接施設に申し込みます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な方が、入所して日常生活の介護や機能訓練等を受けることができる施設です。新規入所は要介護3以上の方が対象となりますが、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情等により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合もあります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
ソラーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	(福)みのり福祉会
山水園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	(福)立川厚生会
寿康園	52-3413	酒田市檜橋字大柳 3-1	(福)平田厚生会
さくらホーム	62-2941	酒田市中牧田字丸福 171	(福)さくら福祉会
さくらホーム広野	91-1233	酒田市広野末広 102-1	(福)さくら福祉会
芙蓉荘	31-2525	酒田市宮野浦三丁目 20-1	(福)光風会
ライフケア黒森	92-3355	酒田市黒森葭葉山 54-10	(福)正覚会
かたばみ荘	35-1451	酒田市北千日堂前松境 18-1	(福)かたばみ会
サン・シティ	26-7788	酒田市曙町二丁目 26-1	(福)友和会
幸楽荘	64-3711	酒田市小泉字前田 50	(福)幾久栄会
松濤荘	76-2103	遊佐町菅里菅野南山 7-1	(福)山形県社会福祉事業団

ゆ う す い	71-2133	遊佐町遊佐字木ノ下 2	(福)遊佐厚生会
な の 花 荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤 189-2	(福)けやき
ふ じ の 花 荘	0235-64-5880	鶴岡市藤の花一丁目 18-1	(福)ふじの里
お お や ま	0235-38-0250	鶴岡市大山 3-34-1	(福)鶴岡市社協
か み じ 荘	0235-62-2233	鶴岡市羽黒町手向薬師沢 198-3	(福)羽黒白寿会
か た くり 荘	0235-53-2300	鶴岡市熊出字東村 157-2	(福)朝日ぶなの木会
し お ん 荘	0235-76-3735	鶴岡市湯野浜 1-17-35	(福)思恩会
永 寿 荘	0235-25-6111	鶴岡市茅原町 28-10	(福)恵泉会
池 幸 園	0235-25-2881	鶴岡市美原町 4-40	(福)一幸会
温 寿 荘	0235-43-2351	鶴岡市楨代丁 53-1	(福)あつみ福祉会
桃 寿 荘	0235-57-3222	鶴岡市たらのき代字桃平 123	(福)櫛引福寿会

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方が、入所して看護、医学的管理下における介護及びリハビリ等を受けられる施設です。 ※要介護1以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目 1-6	(医)徳洲会
あかね	51-1100	庄内町添津字家の下 97	(医)徳洲会
徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇 7	(医)徳洲会
うらら	28-3131	酒田市本楯字前田 127-2	(医)宏友会
明日葉	22-3885	酒田市曙町二丁目 18-6	(医社) 社団さつき会
シェ・モワ	22-1400	酒田市緑町 13-37	(福)光風会
ひだまり	25-6356	酒田市中町 3-5-23	(医)健友会
のぞみの園	0235-25-8255	鶴岡市茅原町 26-23	(医社)みつわ会
サテライト老健ちわら	0235-25-5000	鶴岡市北茅原町 5-10	(医社)みつわ会
サテライト老健のぞみ	0235-24-7724	鶴岡市日枝字小真木原 116-8	(医社)みつわ会
みずばしょう	0235-78-0951	鶴岡市羽黒町後田字谷田 191-4	(社)鶴岡地区医師会
かけはし	0235-25-1131	鶴岡市民田字代家田 100-1	(福)山形虹の会
せせらぎ	0235-28-2160	鶴岡市文園町 9-34	庄内医療生活協同組合
あすなろ	0235-24-7551	鶴岡市本町 2-2-35	(医)栄和会
ケアホームみやはら	0235-28-2061	鶴岡市三和町 1-53	(医)宮原病院
ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田 1	(医)徳洲会

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。 ※要介護1以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
三川病院介護医療院	0235-68-0150	三川町横山字堤 39 番	(医社)愛陽会

地域密着型サービス ※原則、庄内町に住所のある方が利用できます。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者が、共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を行います。

※要支援2以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	定員
グループホームひまわりの丘	45-1050	庄内町松陽一丁目1-6	18
グループホームやまゆり	51-2580	庄内町狩川字小縄3-3	27
グループホームほなみ家	43-0723	庄内町余目字四ツ興野123	18

(介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象として食事・入浴などの他、簡単な機能訓練を日帰りで提供します。

事業所名	電話番号	所在地	定員
グループホームひまわりの丘	45-1050	庄内町松陽1-1-6	3
グループホームやまゆりデイサービス	51-2580	庄内町狩川字小縄3-3	6

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスが利用できます。

事業所名	電話番号	所在地
小規模多機能型居宅介護施設 ほなみ	43-3913	庄内町余目字四ツ興野130
多機能さくら余目	45-1333	庄内町余目字矢口77-1

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者を対象とする定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

事業所名	電話番号	所在地
地域密着型特別養護老人ホーム ラ・ルーナ	43-6730	庄内町余目字矢口92-1

その他の施設

ケアハウス

高齢者が住みやすい集合住宅で、食事の提供があり介護保険サービスも利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
鶴が丘	0235-24-5633	鶴岡市茅原町26-27	(福)めぐみ会
サンハイツ酒田	26-7400	酒田市曙町二丁目26-9	(福)友和会
ケアハウスふるさと	28-3133	酒田市豊原字大坪37	(福)本楯たちばな会

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

食事や生活支援、介護サービスを受けることができます。

事業所名	電話番号	所在地	種別
住宅型有料老人ホームきずな	43-2963	庄内町余目字猿田7番地2	住宅型
デイホーム眺海	62-3555	酒田市山寺字宅地159	住宅型
ソーシャルいずみ	21-2207	酒田市東泉町5-5-6	住宅型
ソーシャルわかば	43-6725	酒田市亀ヶ崎4-11-5	住宅型
有料老人ホームすまいる	23-6155	酒田市船場町一丁目9-10	住宅型
有料老人ホームあらた	25-8380	酒田市東町1-15-25	住宅型
コンフォート檜の木	43-1245	酒田市こあら2丁目4-6	住宅型
シニアガーデン泉	43-6785	酒田市泉町8-11	サービス付住宅
高齢者ホームシニアガーデンそよかぜ	25-0855	酒田市東両羽町6-2	サービス付住宅
高齢者ホーム第三亀ヶ崎の家	22-3993	酒田市亀ヶ崎5-9-12	サービス付住宅
高齢者ホームシニア松原の家	22-5860	酒田市亀ヶ崎5-9-5	サービス付住宅
高齢者向け住宅シニアガーデンかめがさき	25-5701	酒田市亀ヶ崎6丁目9-27	サービス付住宅
有料老人ホームゆい	31-8883	酒田市白ヶ沢字池田通122番地	住宅型
有料老人ホームいろ花	0235-78-7335	鶴岡市下山添字中道40-1	住宅型
シニア・ライフ・サポート・マンション瑞穂の郷	0235-29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1	サービス付住宅
あじさいの家	0235-28-2022	鶴岡市茅原字西茅原122-5	住宅型
エタニティハウスひまわり	0235-25-5160	鶴岡市稲生一丁目3-45	住宅型
ゆったりホームなな草	0235-26-0558	鶴岡市外内島字石名田82-23	サービス付住宅
シニアタウン山王フジックス	0235-29-0030	鶴岡市山王町14-23	特定施設
シニアハウスけやき	0235-33-8895	三川町大字横山字城下228-9	サービス付住宅

※ こちらは、主に庄内町の方が利用している事業所について掲載しておりますので、上記以外にもサービスが受けられる事業所があります。

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算療養費制度

高額介護サービス費

介護保険サービス（総合事業に係る相当分を含む）を利用した際の利用者負担額が、著しく高額であった場合に、利用者負担額（月額）が世帯合計で基準額を超えた分が払い戻されます。

※ 利用者負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の負担や、施設での食費・居住費（滞在費）・日常生活費など、その他の利用料は含まれません。

※ 新規に高額介護（予防）・相当分 サービス費の該当となった方には、サービスを利用された月の約3か月後に町から申請書等をお送りします。

■高額介護(予防)・相当分 サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額

利用者負担段階	所得区分		上限額(月額)
第4段階	市町村民税課税世帯	課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)
		課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上 690 万円未満	93,000 円(世帯)
		課税所得 145 万円(年収約 370 万円)以上 380 万円未満	44,400 円(世帯)
		【一般】上記及び下記以外の方 本人又は世帯内のどなたかが住民税課税されている方	
第3段階	非市町村民税課税世帯	住民税非課税世帯の方で下記第1段階・第2段階に該当しない方	24,600 円(世帯)
第2段階	非市町村民税課税世帯	住民税非課税世帯の方で ・課税年金収入額 ^(※2) + その他の合計所得金額 ^(※3) が 80.9 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
第1段階	生活保護受給	・生活保護を受給している方 ・利用者負担を、15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円 (個人・世帯とも)

※ 課税年金収入額^(※2)、その他の合計所得金額^(※3)の説明は、P13 を参照ください。

担当：保健福祉課介護保険係

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額療養費(医療保険)、高額介護サービス費(介護保険)を適用したあとの年間(8月1日～翌年7月31日)の自己負担額を合算して下表限度額を超えたときは、負担額の一部が支給されます。

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	①70～74歳の方がいる世帯 ②後期高齢者医療制度で医療を受けている人がいる世帯
		901万円超	212万円
600万円超 901万円未満	141万円	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
210万円超 600万円未満	67万円	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
210万円以下	60万円	一般	56 万円
市町村民税非課税 世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31 万円
		低所得者Ⅰ※	19 万円

※ 低所得者Ⅰ区分で介護保険サービス利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

対象者にお知らせが届きますので、申請窓口を確認し、手続きをしてください。

担当：税務町民課国保係・保健福祉課介護保険係

所得の少ない方の負担を軽減する制度

負担限度額認定

■居住費及び食費のめやす（基準費用額）

施設サービス（ショートステイを含む）を利用する場合、利用者負担（1～3割負担）のほかに、居住費及び食費を負担する必要があります。居住費及び食費の平均的な額がそれぞれ「基準費用額」として国によって決められていますが、実際に負担する金額は、利用者と施設との契約により定められます。

■特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

所得に応じて負担限度額を設け、施設との契約により定められた利用者負担額から負担限度額を引いた額を「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から支給しますので、認定を受けるためには申請が必要です。

■制度の対象者

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが市町村民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること
- (3) それぞれの利用者負担段階において、預貯金等の要件を満たすこと

利用者負担段階	所得に関する区分		預貯金等の要件	
第1段階	・生活保護を受けている方		単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	
	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	・高齢福祉年金を受給している方		
第2段階		・本人の課税年金、非課税年金収入金額、その他の合計所得の合計金額が年額80.9万円以下の方		単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①		・本人の課税年金、非課税年金収入金額、その他の合計所得の合計金額が年額80.9万円を超え、120万円以下の方		単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②		・本人の課税年金、非課税年金収入金額、その他の合計所得の合計金額が年額120万円を超える方		単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下
第4段階 軽減対象外	・本人が市町村民税課税者である方、もしくは世帯の中に市町村民税課税者がいる方			

※ 非課税年金（遺族年金と障害年金）も収入に含めて判定されます。

※ 64歳以下の方の預貯金等の要件は、単身1,000万円・夫婦2,000万円になります。

※ 利用者負担段階第1～第3段階の方が負担軽減の対象となります。

《利用者の居住費と食費の負担限度額》（日額）

利用者負担段階	食費		居住費					
	施設入所者	短期入所利用者	ユニット型		従来型個室		多床室	
			個室	個室的多床室	特養等	老健、医療院等	特養等	老健、医療院等
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第3段階②	1,360円	1,300円						
第4段階 基準費用額	1,445円		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円

対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）

- 「特養等」の金額を適用
 - ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 短期入所生活介護
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 「老健、医療院等」の金額を適用
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護医療院
 - ・ 短期入所療養介護

■ 限度額認定の有効期間

限度額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなります。引き続き限度額の認定を希望される場合は、更新申請をしていただく必要があります。

担当：保健福祉課介護保険係

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

社会福祉法人等が運営する施設で提供する介護サービスを利用する場合に、下記の所得等の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。認定を受けるためには申請が必要です。

●は介護サービスのみ、○のサービスは介護予防サービスも可、

■軽減対象サービス

◎のサービスは総合事業サービスも可。

◎ 訪問介護	● 地域密着型通所介護
◎ 通所介護	○ 認知症対応型通所介護
○ 短期入所生活介護	○ 小規模多機能型居宅介護
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	● 複合型サービス
● 夜間対応型訪問介護	● 介護福祉施設サービス
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※ 軽減の対象となるのは、介護費、食費及び居住費（滞在費）です。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費のみが対象となります。

※ 特別養護老人ホーム入所者等に係る食費・居住費（滞在費）の軽減は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている場合に限ります。

■軽減の対象となる方

世帯全員が町民税非課税で次の1～5の全てに該当する方

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
(医療保険、税金面での扶養、仕送り等を受けていないことなど)
5. 介護保険料を滞納していないこと。

■申請

年間の収入がわかる書類（所得証明書・年金支払通知書等）、預貯金等の通帳・証明書の写し等を添付してください。

■軽減の割合

- ① 25/100（自己負担75/100）
- ② 老齢福祉年金受給者は50/100（自己負担50/100）
- ③ 生活保護受給者 100/100（自己負担0/100）

担当：保健福祉課介護保険係

65歳以上の皆様へ

あなたの介護保険料は？

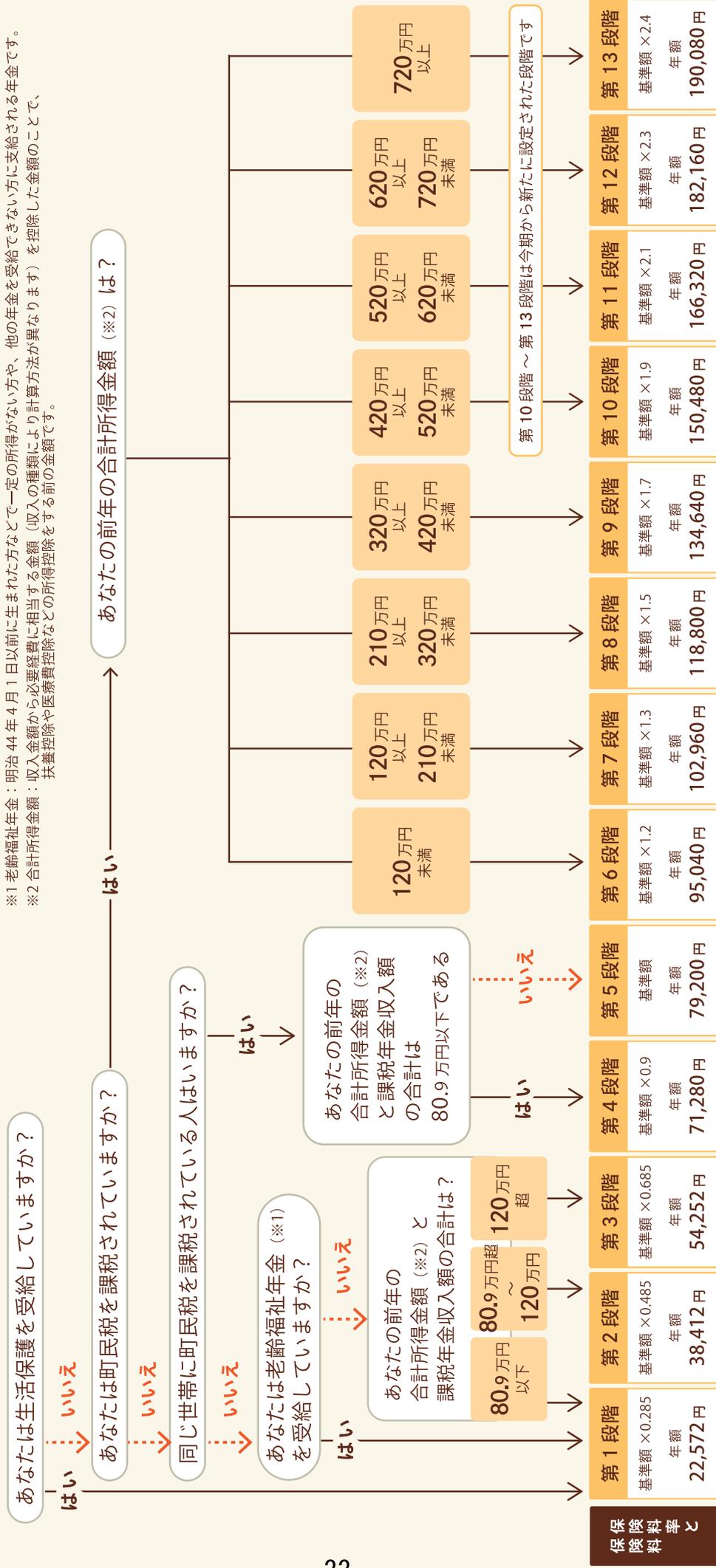
令和6年度～令和8年度納付分



介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆様の所得に応じた負担になるよう段階別に分かれています。
ご自身の保険料（年額）を、フロー図で確認してみましょう。

スタート

★実際の保険料額は同封の「納入（変更）通知書」をご覧ください。



※1 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
※2 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

よくあるお問合せ

Q 収入が少なくても保険料を納めなければならぬのですか？

A 介護保険では、法律によりすべての65歳以上の方から介護保険料を納めていただくことになっています。ご理解をお願いします。

Q 納付方法は選べないのですか？

A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人でお選びいただくことはできません。年金からの天引きが始まるまでの納付書等での納付も含め、町からの通知に記載された納付方法で納付をお願いします。



一 問合せ先
庄内町保健福祉課 介護保険係
0234-42-0150または0151
(平日8:30～17:15)

納め忘れていませんか？

介護保険料を滞納すると…？



介護保険料は、介護サービス等に必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、保険料を納付している人との公平を図るため、介護サービス等を利用するときに制限されたり、負担が重くなる場合があります。

滞納するとどうなるの？

1年
滞納すると

介護サービス等を利用するとき、通常はサービス費用の自己負担が1割から3割のところを、一旦利用者がサービス費用の全額（10割）を支払わなければなりません。その後、町に申請することで9割から7割分が後日払い戻しされます。

サービス費用を一旦全額負担？



1年6ヶ月以上
滞納すると

申請で払い戻されるはずの9割から7割分のサービス負担額の全部または一部が差し止められます。なお滞納が続く場合は滞納保険料に充てられます。

払い戻しが差し止められるの？



2年以上
滞納すると

介護サービス等を利用するとき、未納期間に応じて自己負担が3割（負担割合が3割の方は4割）になります。また、高額介護サービス費等の支給が受けられません。

自己負担が3割（4割）にもなるの？



歩行、寝起き、トイレや入浴など、あたりまえの生活行動ができなくなったとき介護保険料の滞納があると、介護サービス等を受けることが困難になります。それは本人の不利益だけではなく、家族にとって大きな負担になります。計画的な納入を検討いただき、ぜひご家族と一緒にご相談ください。



介護保険制度は、みなさんの保険料が支えています。

発行：庄内町保健福祉課 介護保険係

高齢者が安心して暮らせる社会を目指して みんなで防ごう 高齢者虐待

【身体的虐待】

- ベッドに縛り付けるなどの身体拘束をする
- 殴る、蹴る、打撲させる など

【経済的虐待】

- 日常生活に必要な金銭を使わせない
- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する など

【世話の放棄・放任】

- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にごみや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない など

【心理的虐待】

- 侮辱をこめて子供のように扱う
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに無視する など

【性的虐待】

- わいせつな行為をしたり、強要したりする など

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりうる身近な問題です。普段の生活の中で気が付いたことやできることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

● 介護の負担を軽くしましょう

介護者が介護に疲れていたり、追い詰められたりして虐待に至るケースもあります。訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

● 積極的に制度や相談機関を活用しましょう

【成年後見制度】 制度の内容については、P36をご覧ください。

【相談機関】 地域包括支援センター

保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から高齢者をサポートします。

認知症や経済的な問題、暮らしに関する心配ごとなどの相談ができます。



担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

成年後見制度の活用を検討してみませんか？

成年後見制度は、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

身近でこんな事例はありますか？

- ・お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。
- ・必要のない高価なものを、どんどん購入している。
- ・貸金業者からの借金を繰り返すようになった。
- ・将来、自分が認知症になったとき、誰が支えてくれるか不安。

●後見の種類

法定後見	任意後見
本人の判断能力が失われてから家庭裁判所が後見人を選任します。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。	本人の判断能力が失われる前から、本人自身が後見人となる方や代理行為の内容を契約で決めます。本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立を行い、成年後見監督人が選任されると契約の効力が生じます。

●成年後見制度を利用するための手続き（法定後見）

1 申立	家庭裁判所に書類等を提出します。 申立できる人は、本人、配偶者、四親等内の親族が行えます。そのほかに市町村長が申立をする場合もあります。
2 調査等	裁判所が事情を尋ねたり、本人の判断能力について鑑定することがあります。鑑定には、別途費用がかかります。
3 審判	裁判所が後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。成年後見人等に選任される人は、本人の親族、法律や福祉の専門家等、裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
4 報告	裁判所が、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などの報告を後見人等に求めます

※鑑定費用のほかにも、申立て手数料や登記手数料などの費用が発生します。

<参考>

厚生労働省「成年後見利用促進ポータルサイト」には、制度の説明から手続きや費用に関する情報等が掲載されています。制度の利用を検討されている方は、下記のURLよりサイトをご覧ください。

成年後見利用促進ポータルサイトURL（ <https://guardianship.mhlw.go.jp> ）

担当：保健福祉課高齢者支援係

庄内町地域包括支援センター

～いつまでも自分らしく

住み慣れた地域で暮らすために～



庄内町役場 B 棟 3 階

「福祉総合相談センター」内

TEL : 45-1030

住所 : 庄内町余目字町 132-1

※担当地区※

余目地域の第 1 ～ 3 学区

庄内町狩川まちづくりセンター
(立川複合拠点施設) 2 階

「立川サブセンター」

TEL : 51-2505

住所 : 庄内町狩川字大釜 22

※担当地区※

余目地域の第 4 学区・立川地域

【受付時間】 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日と年末年始を除く）

- 受付時間外の電話は職員に転送されます。
- 相談のため来訪される際は、不在の場合もありますので事前にご一報ください。



★ 地域包括支援センターでは、

地域で暮らす皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援します。

配置されているスタッフ

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師

総合相談

● 高齢者やご家族などから、健康づくり、医療、介護など、生活全般に関する各種相談をお受けして、適切なサービスが利用できるよう支援します。

権利を守る活動

- 認知症など困難な状況の高齢者の方が、地域で安心して生活を送れるように支援します。
- 虐待行為や消費者被害の相談をお受けし、早期発見・支援します。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることができるよう、

- 医療機関、介護サービス事業所など、様々な関係機関とのネットワークづくりにも取り組んでいます。
- ケアマネジャー（介護支援専門員）の後方支援を行います。

介護予防のサポート

● 介護予防の情報提供などを行い、高齢者のみなさんが自立して生活できるよう、「介護予防」に取り組んでいただくお手伝いをします。

● 事業対象者、要支援認定を受けた方の介護予防サービス計画の作成を行い、元気になるための生活支援を行います。

生活支援コーディネーター

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために…
地域の皆さんが主役となって活動する「介護予防・健康づくり」、
「住民同士の支え合いづくり」のお手伝いをしています！



あつめる

地域資源・困りごとの把握

地域の活動と一緒に参加させていただきながら、情報収集しています。



みつける・そだてる

担い手の発掘・育成

地域で何か活動したい人を見つけたり、担い手育成のため、講座を開催しています。



ひろめる

サービス情報・活動の周知

地域の活動や高齢者の生活に役立つ情報を、おたより・マップなど様々な形でお届けします。



つなぐ・つくる

人や情報をつなぐ

サービス・社会資源の開発

高齢者の皆さんが必要としているサービスなどについて、地域の方や関係者と一緒に実現を目指します。



地域の活動にお悩みの際はぜひお気軽にご連絡ください♪

庄内町社会福祉協議会

庄内町狩川字大釜 23-1 立川老人福祉センター内

TEL : 56 - 3373

FAX : 56 - 2434

○庄内町役場 保健福祉課（A棟1階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

介護保険係 TEL 42-0150、42-0151

高齢者支援係 TEL 43-0490

福祉係 TEL 42-0146、42-0149

健康推進係 TEL 42-0147、42-0170

○福祉総合相談センター（B棟3階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

庄内町地域包括支援センター TEL 45-1030

庄内町障害者相談支援センター TEL 42-2232

生活困窮者等相談 TEL 43-6236

ひきこもり相談 TEL 080-8208-2280

○庄内町地域包括支援センター

立川サブセンター TEL 51-2505

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22

狩川まちづくりセンター（立川複合拠点施設） 2階

令和7年5月作成